

つがるブランド推進会議「つがるちゃん」着ぐるみ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、つがるブランド推進会議（以下「推進会議」という。）が所有する「つがるちゃん」着ぐるみの貸し出しに関することについて、必要な事項を定めるものである。

(貸出対象品)

第2条 推進会議所有の「つがるちゃん」着ぐるみ。

(貸出目的)

第3条 「つがるちゃん」着ぐるみは、つがる市及びつがるブランドのイメージアップのシンボルとしてPRするため、市民活動グループや団体及び企業などが企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに貸し出しするものとし、次の各号に掲げる場合を除き、等しくつがる市民の利用に供するよう取り扱うものとする。

- (1) 個人・団体のマスコットとして独占的使用の場合
- (2) 政治・宗教・思想、営利等の活動目的に利用した場合
- (3) 法令、公序良俗に反する目的、又は、そのおそれのある目的に供される場合
- (4) キャラクターの使用により、つがる市及びつがるブランドのイメージアップのシンボルとしての存在価値が低下すると会長が判断する場合
- (5) 使用上の遵守事項に従わない場合
- (6) その他、会長が使用について不適當と認めた場合

(貸出対象者)

第4条 推進会議が貸し出す着ぐるみを借り受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住、在勤、在学の市民活動グループや団体及び企業
- (2) その他会長が必要と認める者

(使用料)

第5条 「つがるちゃん」の使用料（以下「使用料」という。）は、申請1回につき3,000円とする。ただし、返却時に推進会議が洗浄等必要と認めた場合には、借り受けた者（以下「借受者」という。）の負担で洗浄等を実施することとする。

- 2 前項の使用料は、使用后納付しなければならない。
- 3 前1項の洗浄を実施する場合は、推進会議の指示に従うものとする。

(使用料の減免)

第6条 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減免する。

- 2 市が主催又は共催する行事に使用する場合 使用料の全額
- 3 その他会長が特別の理由があると認めた場合

(借受申請等)

第7条 着ぐるみを借り受けようとする者は、「つがるちゃん」着ぐるみ借受申請書（別記様式）を推進会議事務局に提出しなければならない。

2 前1項により申請書が受理された場合、貸し出す着ぐるみは地域振興対策室にて手渡すこととする。

(遵守事項)

第8条 借受者は、推進会議が貸し出した着ぐるみについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な維持管理に努め、常に清潔な状態に保つこと
- (2) 譲渡、交換及び転貸しないこと
- (3) 申請内容以外の営利目的に使用しないこと
- (4) 貸出期間中に損傷等した場合は、直ちに協議会に届け出ることとし、その修理に要した費用は、借受者が負担すること。ただし、不可抗力等の借受者の責めによらない理由と会長が認めたときは、この限りでない。

(貸出しの取消し)

第9条 会長は、借受者がこの要綱に違反したとき、又は借り受けた着ぐるみを紛失した場合は、着ぐるみの貸出しを取り消すことができる。この場合において、借受者が損害を受けることがあっても、推進会議は賠償の責を負わない。

(返却)

第10条 借受者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに着ぐるみを推進会議に返却しなければならない。

- (1) 第6条に規定する貸出期間が満了したとき。または、貸出期間中であっても、着ぐるみを借り受ける必要がなくなったとき。
- (2) 前条に規定する取消しの決定を受けたとき。

(損害賠償)

第11条 借受者は、借り受けた着ぐるみを破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、会長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。